

萩市営住宅 募集要項(公営住宅・一般住宅・特定公共賃貸住宅)
(令和8年11月号市報掲載分)

1 募集住戸

地域	住宅名	棟・号数	所在地	階	EV	間取	構造階数	建築 年度	住戸専用 面積	家賃	※	駐車場 使用料
萩	雑式町	75 棟 201 号	萩市椿 3114 番地 13	2 階		3DK	中層耐火 4 階建	S59	59.0 平米	16,800 円～ 25,100 円		1,000 円
	今古萩	A 棟 305 号	萩市今古萩町 48 番地 1	3 階		3DK	中層耐火 4 階建	H3	61.8 平米	19,700 円～ 29,400 円		無 (空き次第 抽選)
	玉江	C 棟 301 号	萩市山田 4270 番地 6	3 階	○	3DK	中層耐火 3 階建	H6	72.7 平米	23,600 円～ 35,200 円		1,000 円
	無田ヶ原口 (単身可)	B 棟 303 号	萩市椿東 3143 番地 1	3 階	○	2DK	中層耐火 4 階建	H18	54.9 平米	18,800 円～ 28,000 円	シ	1,000 円
川上	堂河内	11 号	萩市川上 811 番地 9	入口 1 階		3LDK	木造 2 階建	H4	77.8 平米	15,200 円～ 22,600 円		無料
田万川	おそ吹原 (単身可)	1 棟 2 号	萩市上小川東分 1400 番地	入口 1 階		2DK	木造 2 階建	H9	74.5 平米	45,000 円	特	
	おそ吹原 (単身可)	2 棟 3 号	萩市上小川東分 1400 番地	入口 1 階		2DK	木造 2 階建	H9	74.5 平米	45,000 円	特	
	おそ吹原 (単身可)	3 棟 6 号	萩市上小川東分 1400 番地	入口 1 階		2DK	木造 2 階建	H9	74.5 平米	45,000 円	特	
	おそ吹原	4 棟 8 号	萩市上小川東分 1400 番地	入口 1 階		3DK	木造 2 階建	H10	85.2 平米	50,000 円	特	
むつみ	平草第 3	103 号	萩市吉部下 3098 番地 1	入口 1 階		3LDK	木造 2 階建	H6	84.4 平米	48,000 円	特	無料
		106 号	萩市吉部下 3098 番地 1	入口 1 階		3LDK	木造 2 階建	H7	84.4 平米	48,000 円	特	
		108 号	萩市吉部下 3153 番地	入口 1 階		3LDK	木造 2 階建	H8	84.4 平米	48,000 円	特	
		109 号	萩市吉部下 3153 番地	入口 1 階		3LDK	木造 2 階建	H9	84.4 平米	48,000 円	特	
		110 号	萩市吉部下 3153 番地	入口 1 階		3LDK	木造 2 階建	H9	84.4 平米	48,000 円	特	
	鈴倉	2 棟 102 号	萩市吉部上 3187 番地 6	入口 1 階		3DK	木造 2 階建	H16	110.2 平米	45,000 円	—	
	安附	101 号	萩市高佐下 94 番地	入口 1 階		3DK	木造 2 階建	S61	65.0 平米	10,900 円～ 16,300 円		
		103 号	萩市高佐下 108 番地 1	入口 1 階		3DK	木造 2 階建	S62	66.9 平米	11,400 円～ 17,000 円		
		104 号	萩市高佐下 108 番地 2	入口 1 階		3DK	木造 2 階建	S62	66.9 平米	11,400 円～ 17,000 円		

須佐	山根丁東 (単身可)	103号	萩市須佐 4153番地3	1階		2DK	木造	H16	51.1平米	13,000円～ 19,300円		1,000円
		109号	萩市須佐 4156番地	1階		2DK	木造	H16	51.1平米	13,000円～ 19,300円		
旭	沖ノ原	301号	萩市明木 2897番地12	入口 1階		3DK	木造 2階建	H15	78.2平米	17,300円～ 25,800円		無料
	佐々並	7号	萩市佐々並 3125番地3	2階		3DK	低層耐火 2階建	S57	49.1平米	18,000円	一	無料
福栄	桜	4号	萩市福井下 309番地	入口 1階		3DK	木造	H18	84.1平米	43,000円	特	無料

※ 特記事項

シ 【シルバーハウジング】
生活援助員の派遣や緊急通報システムの設置等のサービスが付いた住宅で、家賃とは別に、所得に応じて利用者負担金が必要になります。

特 【特定公共賃貸住宅】
世帯員全体の月額所得の合計が158,000円以上である必要があります。

一 【一般住宅】
所得制限はありません。

告 【告知事項あり】
申し込みの際に、確認をとらせていただきます。

(単身可) 【単身可能住戸】
以下3ページの単身入居要件をご参照ください。

2 入居申込資格

※ 下記 (1) ～ (4) の要件すべてに該当する方に限ります。

(1) 現在、同居している親族がいる又は同居しようとする親族がいる方

- 婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方は、住民票で続柄の記載（「未届」）が確認された場合に申込むことができます。
- 婚姻予定者（3ヶ月以内に入籍する方）は申込むことができます。
- 山口県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップを認められた方は申し込むことができます。パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領カードの写しを提出してください。
- 友人同士の申し込み等の寄合世帯、又は世帯を不自然に分離（合併）した場合は、申込みできません。

単身入居

- 60歳以上の方
- 障害者基本法第2条に規定する障がい者で、障がいの程度が規則で定める程度である方
身体障がい者：1級～4級
精神障がい者：1級～3級
知的障がい者：療育手帳の交付を受けている方
→身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とするが、居宅で介護を受けることができない場合は除きます。
- 戦傷病者（障害の程度が特別項症～6項症まで又は第1款症である方）
- 原子爆弾被爆者
- 海外からの引揚者で引き揚げしてから5年を経過していない方
- ハンセン病療養所入所者等
- 生活保護を受けている方
- 中国残留邦人等及び特定配偶者の支援給付を受けている方
- 配偶者暴力防止法等に規定するDV被害者の方
- その他、法で定める特に居住の安定を図る必要のある方

シルバーハウジング

- 高齢者（60歳以上）の単身世帯の方
- 高齢者（60歳以上）のみからなる世帯又は高齢者夫婦世帯等の方
→申込者及び同居者が、日常生活（歩行、自炊及び食事、着脱衣、入浴、排泄等）に支障のない程度に、健常である方（仮当選後、高齢者支援課にて面談があります）

(2) 所得が政令に定められた基準に該当する方

○ 所得月額額の算出方法

$$\text{所得月額} = (\text{入居する方全員の年間所得の総額} - \text{該当する控除額の総額}) \div 12 \text{ヶ月}$$

※ 上記、計算式の用語の意味は下記のとおり

所得月額

世帯区分	所得月額	該当する世帯
一般世帯	158,000円以下	裁量世帯に該当しない世帯
裁量世帯	214,000円以下	■ 入居者又は同居者が次のいずれかに該当する世帯 ☐ 身体障がい者（１級～４級） ☐ 精神障がい者（１級～３級） ☐ 知的障がい者（療育手帳の交付を受けている方） ☐ 戦傷病者 ☐ 原子爆弾被爆者 ☐ 海外からの引揚者で引き揚げてから５年を経過していない方 ☐ ハンセン病療養所入所者等 ■ 入居者が６０歳以上の方であり、かつ同居者のいずれもが６０歳以上又は１８歳未満で構成される世帯 ■ 小学校就学前の子どもがいる世帯

・ 入居する方全員の年間所得の総額

《注記》 １月以降に転職された方は、月額支給の実績から、年換算した所得額に基づき算定します。

・ 該当する控除額の総額

控除額表

区分	控除額（１人につき）	備考
同居者・扶養親族	380,000円	
老人控除対象配偶者・老人扶養親族（いずれも70歳以上）	100,000円	
特定扶養親族（16歳以上23歳未満）	250,000円	
障がい者	400,000円	特別障がい者
	270,000円	その他
寡婦・寡夫	270,000円まで	
ひとり親	350,000円まで	

(3) 住宅に困窮していることが明らかな方

- 原則として、申込者や同居しようとする方が持家を所有・共有する場合、又は相続等によりその権利を有している場合は申込みできません。（持家の売却や競売等で明け渡しの請求等を公的文書等により証明できる場合はご相談ください。）
- 居住用資産を取得することが決定している又は取得済みで現在改築（リフォーム）中のため、仮住まいとして市営住宅を申込みすることはできません。
- 県内の公営住宅の入居名義人の方は申込みすることができません。但し、期限付の公営住宅に入居している場合、申し込むことができます。

(4) 申込者又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

3 多数回落選者優遇措置

- 落選回数が4回以上7回以下の落選者：2個付与
落選回数が8回以上の落選者：3個付与
(※ただし、当選確率が50%を超えない範囲での割当番号の付与となります。)
- 申請時に、落選回数分の【市営住宅抽選結果通知書】の原本をご提示ください。
- 落選回数の起算：令和5年11月2日～現在まで(有効期限3年)

4 申し込み方法

- (1)受付日時：令和8年11月2日(月)～11月11日(水)
午前8時30分～午後5時15分まで(土・日・祝日は除く)
- (2)申込場所：萩市土木建築部建築課又は各総合事務所産業振興部門
- (3)申込必要書類：市営住宅入居申込書

5 入居者選考方法等

- (1)抽選日：令和8年11月13日(金)
- (2)選考方法：応募者が募集戸数を越える場合は、住宅毎に抽選を行い、仮当選者を決定します。
無抽選の場合も、上記日程にて仮当選者を決定いたします。

6 当選結果通知

- (1)通知方法：郵送
※電話でお問合せの場合は、お名前と受付番号をお伝えください。
※仮当選の方は、通知書と別途添付資料がありますので、ご確認のうえ、お手続きください。
- (2)通知書発送日：令和8年11月17日(火)
- (3)通知書発送者：申請者全員

仮当選の方

入居審査に必要な書類等

提出〆切日：令和8年11月27日（金）

- ① 所得および資産に関する同意書
- ② 市税の収納状況に関する同意書
- ③ 誓約書（暴力団関係者でないこと）
- ④ その他 障がいのある方 障がい者手帳等のコピー
生活保護を受給している方 生活保護受給者証のコピー
外国人の方 在留カードのコピー

※その他必要な場合は、追加書類を提出していただく場合があります。

⑤ 市外申請者

●住民票

●所得・課税証明書（令和8年度（令和7年分）） 入居予定者全員分（発行日から3ヶ月以内のもの）

- ※ 必ず期限内にご提出してください。なお、書類不備の場合は受付できません。
- ※ 提出された書類は返却いたしません。
- ※ 過去、市営住宅に入居していた際、家賃滞納のある方は、申し込むことができません。
- ※ 今後の資格審査により、不明点等ありましたらご連絡いたしますので、必ず連絡のつく電話番号の記入をお願いいたします。
- ※ 申し込みは、1世帯1戸となります。
- ※ 仮当選もしくは補欠後、入居を辞退された場合、一年間、市営住宅の応募をお断りさせていただきます。（辞退届の提出が必要です。）

7 審査結果決定通知

(1) 通 知 方 法：郵送（決定通知と同封で、10 ①～⑥ を送付します）

8 随時募集

申し込みの無かった住宅については、随時募集を行います。

申込資格を有している方で先着順に受付を行います。

（※ただし、同日に複数の応募があった場合、抽選により仮当選者を決定します。）

応募については、4(3)および、6①～⑤のうち、必要な書類をご提出ください。

受付期間：令和8年11月16日（月）～令和8年12月28日（月）

9 下見期間

受付期間：令和9年1月13日（水）～令和9年1月19日（火）頃

10 入居前の提出書類

提出〆切日：令和9年1月22日（金）

- | | | |
|---------------------|---|--|
| ① 敷金納付書（住宅使用料の3ヶ月分） | } | 決定通知書が届いてから10日以内のお支払いとなり、
①、②が済み次第、入居日の調整に入ります。 |
| ② 市営住宅請書 | | |
- ③ 緊急連絡先届出書（入居者とは別世帯である緊急連絡先が2名必要）
- ④ 誓約書
- ⑤ 入居者カード（管理人より署名・捺印後、入居後2週間以内の提出）
- ⑥ 個人情報調査・照会及び利用に関する同意書
- ⑦ 駐車場使用申請書・誓約書（希望者のみ）
- ⑧ 令和7～令和8年中に退職された方………退職証明書（離職票）等
令和7～令和8年中に就職された方………労働条件通知書、給与支払証明書等
必要に応じて実態調査を行う場合があります。

11 入居の時期

入居決定通知記載の入居可能年月日から2週間以内に入居してください。

12 注意事項

- 市営住宅は、国民の税金により維持管理され、低廉な家賃で賃貸されるものです。
- 他の入居者と共同で生活することをご理解のうえ、お申し込みください。
- 犬・猫など、動物を飼うことはできません。
- 入居後、収入申告書等、必要な書類を必ず期限内に提出する義務があります。
- 入居後、萩市市民課において転居等に係る手続きを行ってください。
- 入居後、家賃のほか水道、電気、ガス及び下水道の使用料、汚物及びゴミ処理に要する費用や共用部分にかかる維持管理費の負担があります。（住宅によって異なりますので、住宅管理人へご確認をお願いします。）
- 駐車場は1戸につき1台とし、2台以上の車を使用する場合は、各自で敷地外に適法な保管場所を確保してください。（住宅によっては2台以上の駐車場を借りることが可能です。ご希望の際は、市役所建築課または各総合事務所にお問い合わせください。）
- 入居名義人が死亡又は離婚により退去した場合、承継承認申請の手続きをお願いします。
（同居者である配偶者及び高齢者、障がいのある方等の、特に居住の安定を図る必要がある方に限られます。）
- 退去時、畳・襖等の修繕に係る自己負担があります。
- 自己の責めに帰する設備・建具の破損は弁償していただきます。
- 不正の行為によって入居した際、明渡し請求の対象となります。その場合、2倍に相当する額の撤収をすることがあります。

※入居日から請求日までの近傍同種家賃と、支払われた家賃の差額分

※請求後、近傍同種家賃の2倍に相当する額

13 お問い合わせ先

萩市役所	建築課 住宅管理係	TEL0838-25-2314	FAX0838-26-6756
川上総合事務所	産業振興部門	TEL0838-54-2121	FAX0838-54-2430
田万川総合事務所	産業振興部門	TEL08387-2-0300	FAX08387-2-0303
むつみ総合事務所	産業振興部門	TEL08388-6-0211	FAX08388-6-0218
須佐総合事務所	産業振興部門	TEL08387-6-2211	FAX08387-6-3406
旭総合事務所	産業振興部門	TEL0838-55-0211	FAX0838-55-0217
福栄総合事務所	産業振興部門	TEL0838-52-0121	FAX0838-52-0262